

第2次 久山町子ども読書活動推進計画

令和2年4月
久山町教育委員会

目 次

第1章 計画策定の背景

- 1 子どもの読書活動の背景と意義 … 1
- 2 国・県の動向 … 2
- 3 久山町子ども読書活動推進計画策定の経緯 … 3
- 4 「第2次久山町子ども読書活動推進計画」策定の基本的な考え方 … 4

第2章 久山町読書活動の現状と課題

- 1 読書についてのアンケート調査から見る子ども読書活動の現状 … 5
- 2 「子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備」の現状と課題 … 9
- 3 「子どもが読書に関わる機関や団体との連携」の現状と課題 … 10
- 4 「子どもの読書に関する関心の普及」の現状と課題 … 11

第3章 久山町子ども読書活動推進計画の基本方針

- 1 計画の目標 … 12
- 2 基本方針 … 14

第4章 久山町子ども読書活動推進のための今後の取組

- 1 今後の取組一覧 … 15
- 2 子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実 … 16
- 3 子どもが読書に関わる機関や団体との連携 … 18
- 4 子どもの読書に関する関心の普及 … 20

○ 資料

- ・子どもを対象とした読書活動団体 … 23
- ・用語集 … 24
- ・第2次久山町子ども読書活動推進計画策定委員会名簿 … 26
- ・久山町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱（抄） … 26

第1章 計画策定の背景

1 子どもの読書活動の背景と意義

子どもの読書活動は、言葉を学び、多様な文化を理解するだけでなく、今後どのように社会と関わっていくのか、どのような人生を送ろうとするのかを考え、判断していく材料となるとともに、自分の生き方や社会との自分との関わり方を支えるものにもなります。さらに、読書活動を通して、感受性や想像力など、多様な人とよりよく関わり、他者と共に豊かに生きていくために必要な道徳心などが養われます。

令和の時代を迎え、子どもたちを取り巻く環境は、スマートフォン等のメディアの普及やグローバル化等により急速に変化しています。技術革新が社会に及ぼす影響は大きく、A I（人工知能）の登場に代表されるように、10年前には想像にも及ばなかった社会構造や雇用環境の変化が訪れています。新たな価値の創造により、倫理観や考え方の多様化も進んでいます。予測困難な時代の中で、子どもたちはさまざまな状況の変化に向き合い、情報を見極め、自らの考えや判断をもって課題を解決する力を養っていく必要があります。

このような状況の中で、子どもの読書活動を推進していくには、子どもの発達段階に応じて、子どもの琴線に触れる書籍と出会える環境を、保護者や周りの大人たちが積極的に構築するとともに、メディアの利用のあり方に関する啓発を含め、社会全体で子どもの自主的な読書活動を支援する取組を行うことが必要です。

平成27年に「久山町子ども読書活動推進計画」を策定し、これまで様々な事業に取り組んできました。前計画から5年が経過した今、上記のような子どもを取り巻く状況の変化を考慮しつつ、家庭、地域、保育所・幼稚園、学校がそれぞれの役割に応じた取組を推進するために、「第2次久山町子ども読書活動推進計画」を策定します。

2 国・県の動向

国と県の動向はおおまかに次のとおりです。

年 月	国・県	内容
平成 12 年 (2000 年)	国	「子ども読書年」 政府が、読書の持つ計り知れない価値を認め、国立の国際子ども図書館が開館する平成 12 年を「子ども読書年」とし、国を挙げて、子どもたちの読書活動を支援することとした年
平成 13 年 12 月	国	「子どもの読書活動の推進に関する法律」の公布・施行 子どもの読書活動の基本理念、国及び地方公共団体の責務、読書活動推進施策など、子どもの健やかな成長を目的とした法律
平成 14 年 8 月	国	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定 「子どもの読書活動の推進に関する法律」の施行に伴う、おおむね 5 年間の施策の基本的方向と具体的な方策を示した計画
平成 16 年 2 月	県	「福岡県子ども読書活動推進計画」の策定 子どもたちが自主的に本に親しみ、生涯にわたり読書習慣を身に付けることを目的とした福岡県の推進計画
平成 17 年 7 月	国	「文字・活字文化振興法」の公布・施行 文章を読み及び書く活動、出版活動や出版物など文化的所産の推進を図り、知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現を目的とした法律
平成 18 年 12 月	国	「教育基本法」の改正 改正の一つに、第 2 条の教育の目的では、「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培う（以下略）」が明記されている。
平成 20 年 3 月	国	「子どもの読書活動推進計画（第 2 次）」策定
平成 20 年 6 月	国	「図書館法」の改正 第 3 条図書館奉仕の条項に新たに、社会教育における学習成果の活用を促す機会の提供とその奨励が付け加えられるなどした。
平成 22 年	国	「国民読書年」の取組（平成 20 年 6 月 国会決議） 読書活動の気運の一層の醸成を図って定め、記念事業や啓発活動が行われた。
平成 22 年 3 月	県	「福岡県子ども読書推進計画」の改訂
平成 25 年 5 月	国	「子どもの読書活動推進計画（第 3 次）」策定
平成 26 年	国	「学校図書館法」一部改正
平成 28 年 8 月	県	「福岡県子ども読書推進計画」の改訂
平成 30 年 5 月	国	「子どもの読書活動推進計画（第 4 次）」策定

その他、国は、「学校図書館図書整備等 5 か年計画（※ 1）」を定期的に策定し、現在も継続的な地方交付税措置が講じられています。福岡県では、平成 13 年度から青少年アンビシャス運動「本のわくわく探検事業（※ 2）」の取組として、「読書研修会」「読書ボランティア養成」「読書ボランティア派遣事業」「読書まつり」などの事業を実施しました。

3 久山町子ども読書活動推進計画策定の経緯

平成 27 年に策定した「久山町子ども読書活動推進計画」の成果と課題を踏まえて、「第 2 次久山町子ども読書活動推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 9 条第 2 項の規定に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、平成 28 年 8 月に策定された「福岡県子ども読書活動推進計画」（改訂版）とも関連しています。

また、本計画は、「第 3 次久山町総合計画」を最上位計画として、「久山町教育大綱」、「久山教育振興基本計画（※3）」を基本として策定します。

◆久山町子ども読書推進計画

計画期間：平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間

平成 26 年度	久山町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱 久山町教育委員会にて承認 策定委員会・ワーキンググループ決定 ワーキンググループ会議開催（全 6 回）
平成 27 年度	策定委員会開催（全 3 回） 教育委員会へ報告 計画完成

◆第 2 次久山町子ども読書推進計画

計画期間：令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間

令和元年度	久山町子ども読書活動推進計画策定委員会設置 策定委員会開催（全 1 回）
令和 2 年度	教育委員会へ報告 第 2 次計画完成 図書館協議会へ報告

4 「第2次久山町子ども読書活動推進計画」策定の基本的な考え方

すべての子どもがそれぞれの成長の過程で本にふれ、主体的に読書活動を行うことができるようにするとともに、予測困難な時代の中で、子どもたちがさまざまな状況の変化に向き合い、情報を見極め、自らの考えや判断をもって課題を解決する力つけていくことをめざすものです。

このことを踏まえ、下記の基本的な考え方で、本計画を策定しています。

- (1) 久山町に在住・在学するおおむね18歳以下の子どもを対象とします。
- (2) 本計画は令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までとし、おおむね5年ごとの見直しを行います。
- (3) 国や福岡県の動向を反映したものにします。
- (4) 久山町で現在取り組まれている子どもの読書活動の充実を図ります。
- (5) 久山町が今後取り組む読書活動推進事業を具体的に提言します。
- (6) 「第2次久山町読書活動推進計画」を町民に公表します。

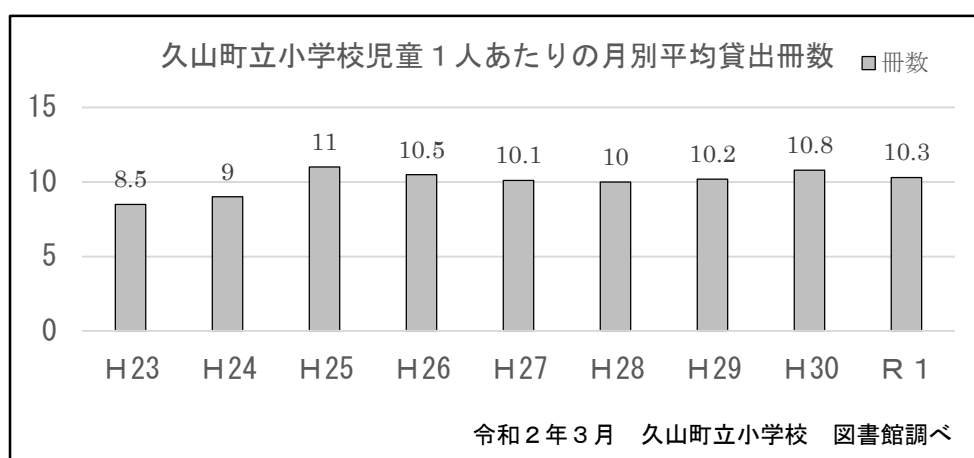
第2章 子ども読書活動の現状と課題

第2次久山町子ども読書活動推進計画は、平成27年に策定された「久山町子ども読書活動推進計画」の趣旨を踏襲し、見直しを行いました。また、近年の読書に関する現状を整理し、今後の読書活動の取組についての見直しを示します。

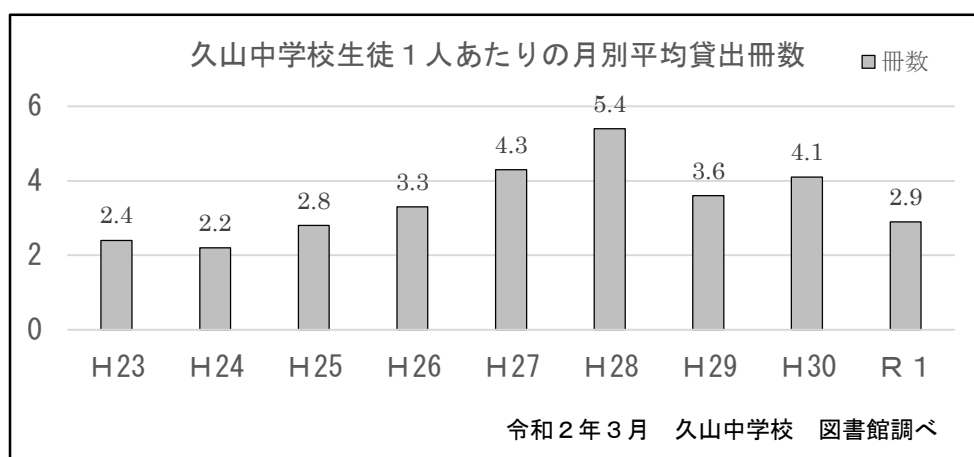
1 読書についてのアンケート調査から見る子ども読書活動の現状

(1) 児童生徒の月別平均貸出冊数

久山町の子どもが、学校において、ひと月に何冊本を借りているかまとめたのが下のグラフです。



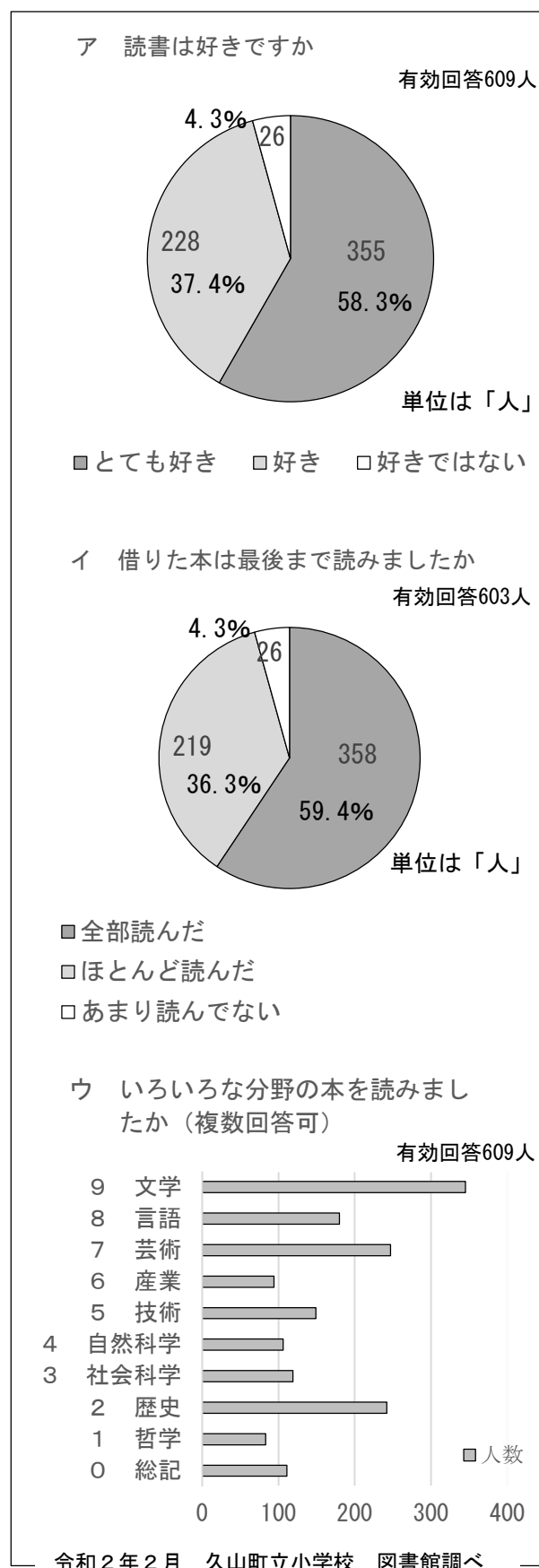
グラフを見ると、小学生は月に平均本を10冊前後借りており、近年は、月別平均貸出冊数が伸び続けています。平成25年は子どもの読書活動優秀実践校として文部科学大臣表彰を受けた年でもあり、読書活動の啓発が成果を挙げているといえます。



中学生は月別平均貸出冊数が減少している傾向があります。小学生より冊数が少ないのは読書や図書館を使う機会が少ないためと考えられます。今後は、学校図書館活動の推進、学校全体での日常的な読書活動の継続を図る必要があります。

(2) 児童生徒の意識調査

①小学校におけるアンケート調査



ア 読書への関心

久山町の児童の「読書への関心」に関する意識調査です。

「とても好き」「好き」と回答した割合は95.7%となっています。小学校の児童は、ほとんどが読書に対して好意的な意識をもっていることがわかります。

読書活動の時間の提供により読書活動は維持できると考えます。

イ 読書の完読率

借りた本を最後まで読み終えている児童は、59.4%です。「ほとんど読んだ」まで含めると95.7%になります。

一度借りた本は、多くの児童が最後まで読み終えていることが分かります。

読書活動の時間や場所の提供が充実していることが伺えます。特に朝読書は、確実に続けていきたい活動です。

ウ 借りる本の分野について

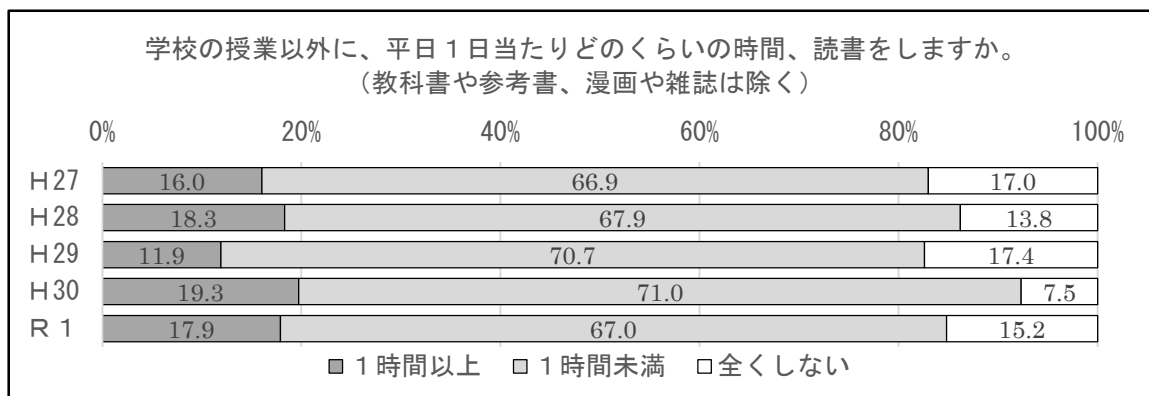
一番多く借りているのは「文学」、2番目に多いのは、美術、音楽、演劇、スポーツ、諸芸、娯楽などの「芸術」、次いで「歴史」となっています。

物語などの読み物が、依然としてよく手に取られている本です。

今後は、学習資料としての分野も伸ばしていきたいところです。

②小中学校における全国学習状況調査結果

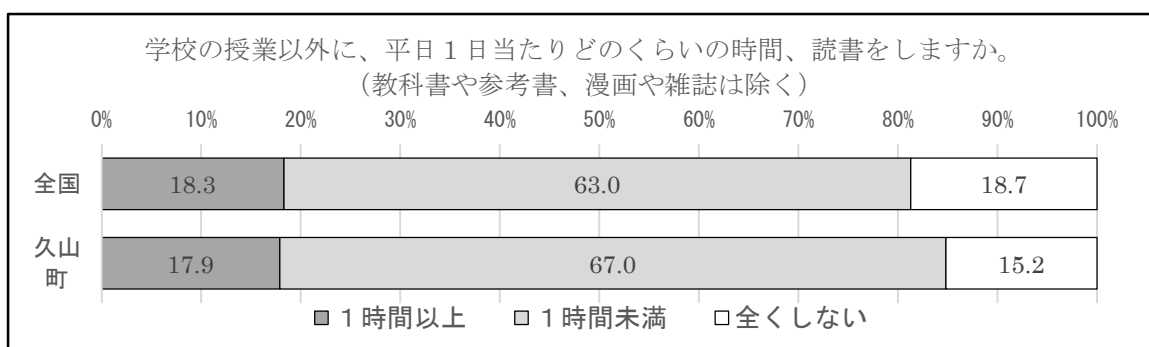
ア 久山町小学校第6学年の5年間の経年変化



アの結果から久山町の児童は、多くが10分から60分ほど読書をしていることがわかります。平日に読書を全くしない児童は、毎年平均して15%ほどとなっています。

令和元年度は、1時間以上読書をする児童が18%ほどいるのに対し、全く読書をしない児童が15%を超え、読書量に差が見られます。どの児童も本に触れることができる機会を設けて、関心を高めるさらなる工夫が必要といえます。

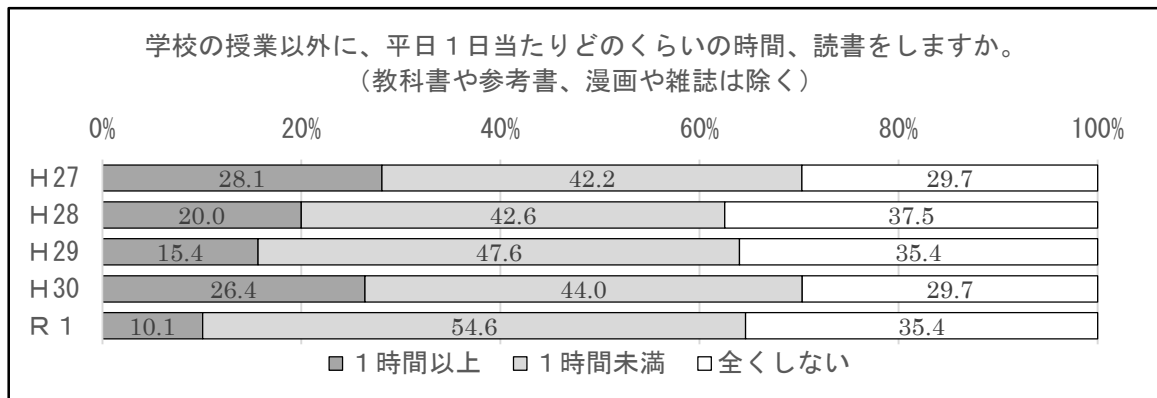
イ 令和元年度における久山町小学校第6学年と全国との比較



イの結果から、全国の児童と久山町の児童の読書時間は、ほぼ同じということがわかります。久山町の読書を全くしない児童の割合は、全国と比べてやや低いことがわかります。

今後も、読書活動の啓発を続け、読書を全くしない児童の割合を減らす必要があります。

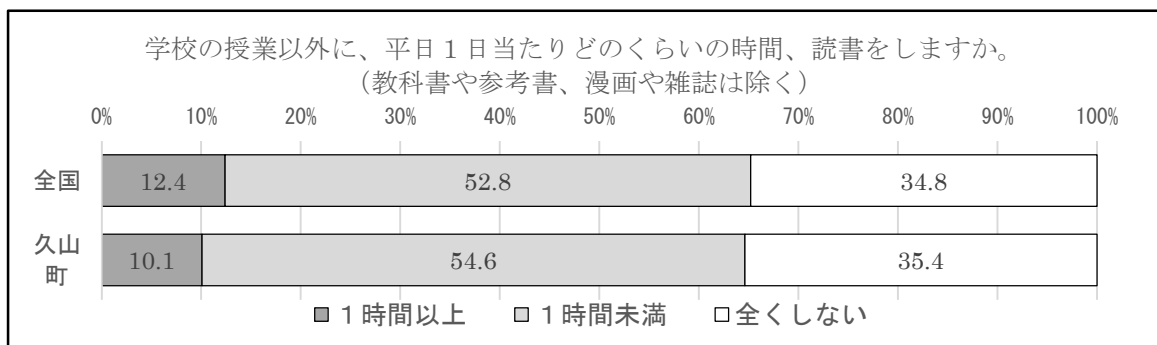
ウ 久山町中学校第3学年の5年間の経年変化



ウの結果から久山町では、1時間以上読書をする生徒が減る傾向にあります。また、小学校第6学年と比べ、読書を全くしない生徒が多いことがわかります。

原因として、学校で読書をする機会を確保しづらいこと、部活動や習い事など放課後や自宅での過ごし方が小学校とは異なることが考えられます。また、スマートフォンなどのメディアの使用率との関係性も精査する必要があります。今後は、計画的に生徒の読書時間を確保する取組を行い、読書活動への意識を高める必要があります。学校での取組が、読書の習慣となり家庭での読書につながることを期待しています。

エ 令和元年度における久山町中学校第3学年と全国との比較



エの結果から、全国の生徒と久山町の生徒の読書時間は、ほぼ同じということがわかります。全国的に小学生よりも中学生の方が、読書時間が短いことがわかります。

中学生においても読書活動の啓発を続けて、学校だけでなく家庭での読書活動推進を図り読書を習慣づける必要があります。

2 「子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備」の現状と課題

(1) 家庭

家庭では、ブックスタート事業の推進により、乳幼児期から本に親しみ本を通して親子がふれあうきっかけづくりを行っています。

一方で、幼児期以降になると共働きの家庭も増え、親子で読書をする時間が少なくなる傾向がありますので、家庭での読書のきっかけづくりが必要となります。

(2) 地域

町民図書館では小学校の児童が施設見学を行い、読書だけではなく施設の魅力を周知しました。また、地域ボランティア団体による公民館及び集会所を活用した読み聞かせが行われています。

一方、子どもの図書館利用の伸び悩み、小学校区による利用状況の違いなどが課題であり、読書に対する関心の普及と合わせて、子どもが利用したくなる環境の整備が必要です。

(3) 保育所・幼稚園

保育所・幼稚園では絵本コーナーを設置し、親も子も絵本を目に触れて手に取りやすい環境が整いました。絵本を増書したり、大型絵本を購入したりして魅力ある絵本コーナーが充実しました。

一方、スマートフォン等のメディアに触れる園児が増えている実態があり、読書の意義や効果について保護者へ啓発することと合わせ、さらなる環境の整備を図る必要があります。

(4) 学校

学校司書(※4)を3名配置し、図書資料の整備や、資料・情報の提供、授業のサポートを行い、児童生徒及び教職員の教育活動を推進・支援することができました。また、中学生の職場体験により図書館運営の機会の提供を行うことができました。

今後は、児童生徒の月別平均貸出冊数を向上させるため、図書館及び資料の整備促進、司書教諭(※5)の活用の充実などを図り、読書活動環境を計画的に充実させる必要があります。

3 「子どもが読書に関わる機関や団体との連携」の現状と課題

（１）家庭と地域との連携

町民図書館とヘルスＣ＆Ｃセンターが連携してブックスタート事業を継続することができました。

現在、子どものまわりにはメディアが充実し、情報を手軽に手に入れられる一方、家族の会話が少なくなったり、子どもの心が不安定になったりと、新たな社会問題も発生しています。家庭と地域が連携し、読書を通じた家族でのコミュニケーションを図る機会を提供するなどの工夫が必要です。

（２）地域を中心とした取組

町民図書館が中心となって、読書ボランティアが絵本や紙芝居といった読み聞かせを行う「おはなし会（※６）」や「おやこおはなし会」が行われています。

今後の課題として、福岡県図書館情報ネットワーク（※７）の町民への周知を図り、子どもが幅広く読書活動を行うことができるようにすることがあげられます。

（３）保育所・幼稚園と地域との連携

保育所や幼稚園は、町民図書館を通じて、地域の読書ボランティアと連携し、年に２回ほど、^{すばなし}素話（※８）や人形劇、絵本の読み聞かせなどの読書活動の推進を行うことができました。

今後は、現在久山町にある無認可も含めたすべての保育所にも地域の読書ボランティアと連携して、絵本の読み聞かせなどの読書活動の推進を図っていくことが必要です。

（４）学校と地域との連携

久山町民図書館協議会や町民図書館と学校司書との交流会、学校司書部会を定期的に行い、町（行政）や地域と学校、地域間で情報の共有を図ったり、今後の方向性を協議したりすることができました。読書ボランティアや家庭と連携して小中学校では「読み聞かせ」を継続しています。

町内には、図書館資料の有効活用を促進する「久山町図書館ネットワークシステム（※９）」が整備されていますが、このシステムを町内において有効に活用することが今後の課題となっています。

4 「子どもの読書に関する関心の普及」の現状と課題

(1) 家庭

久山町PTA連絡協議会では、メディア依存を抑制し、家庭でのコミュニケーションや読書の啓発を目的とした、「親子で守る久山e-ネット宣言」を継続しています。これは県が打ち出した「新・家庭教育宣言」に基づくものです。

極端に読書時間が短い子どもがいる実態を踏まえ、今後も「子育ての主役は家庭である」という共通認識を町内に定着させ、家庭での読書活動を推進していく必要があります。

(2) 地域

町民図書館では、読書に関わる「おやおはなし会」「貸し出しポイントキャンペーン」「読書会」などの各種イベントの実施を定期的に行っていました。また、各地域の公民館にも文庫を設置し、本の貸し出しや読み聞かせなども行うことができました。

一方、子どもの図書館利用は伸び悩んでいます。各種イベントの充実や広報誌やホームページを充実させ、子どもが親しみやすい工夫を図っていく必要があります。

(3) 保育所・幼稚園

保育所・幼稚園では、貸し出し絵本の実施により、親子で絵本を楽しむ家庭での読み聞かせが定着し、毎週絵本の貸し出しを楽しみに待つ子どもの姿が見られました。また、園独自の図書カードを配付し、園と保護者が対話できる工夫を行っています。

今後は、保護者の方への読書活動の理解と充実を図るために、情報の提供や講演会などを通して保護者の読書活動への理解と充実を図っていく必要があります。

(4) 学校

学校では、「子ども読書の日（※10）」や「子ども読書週間」に合わせて「あじさい週間」「もみじ週間」「読書集会」など読書活動啓発の活動を充実させました。また、小中学校では、朝読書を行い、日常的な読書の機会を確保してきました。

これからの学校図書館は、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）を効果的に進める基盤として、図書資料の充実や積極的な授業利用を図っていく必要があります。

第3章 久山町子ども読書活動推進計画の基本方針

1 計画の目標

発達段階に応じて多様な場で、子どもが自主的・日常的に読書活動を行うように、環境の整備や活動支援を行います。

(1) 発達段階に応じた読書活動

①乳児期・幼児期

乳児期は、赤ちゃんにとって心身ともに成長の上で基礎となる大切な時期です。保護者やまわりの大人からの言葉かけやスキンシップ、本の読み聞かせなどにより、言葉や信頼感を習得します。幼児期は、急速に言葉を習得し、言葉によって思考する力が備わる時期です。わらべ歌や手あそび歌を繰り返し楽しませることで語彙（ごい）が増え、絵本や昔話を聞かせることによって想像力が豊かになります。

②小学生期

小学生期は、低学年では楽しんで本を読み、中学年では読書の幅を広げます。高学年では読書を通して考えを広げたり深めたりするようになります。

この時期に読書の喜びにふれて習慣づけを行うことは、心身の成長発達の上で極めて重要です。子どもの自主性を尊重しつつ、多様な読書活動が展開できるような環境を整えることが必要です。

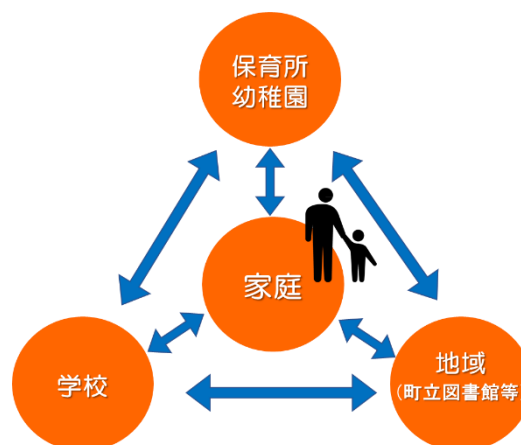
③中学生期～18歳

中学生期～18歳は、自我を確立して人生観、世界観に視点を移していくための基礎を養う時期です。中学生期は、読書を通じて、ものの見方・感じ方・考え方を広げ深めていく読書指導を行う必要があります。多くの読書を通してものの見方・考え方を広げたり、語彙や豊かな感性、創造力を伸ばしたりして、総合的な読書能力を育むことが重要です。高校生期では、多くの読書体験を通して、更に多くの語彙や豊かな感性、想像力、思考力などを獲得し、総合的に読書力を高めることが重要です。

そのためにも子どもたちの自主的な読書活動が進むよう、幅広い分野の図書の整備や、個性に応じた適切なレファレンス、読書相談、情報提供ができる環境を整えることが必要です。

（２）多様な場での読書活動

子どもの主な読書の場として、大きく「家庭」「地域」「園」「学校」が挙げられます。それぞれの役割に応じて、時には４つが連携しながら読書環境を整えていきます。



①家庭

「家庭」は、乳幼児期の読書習慣を形成するのに重要な役割をもっています。また、子どもが健やかに成長していく基礎となる生活習慣の形成を図り、「地域」とともに、放課後や休日の時間の過ごし方を考える主体的な立場にあります。

②地域

「地域」は、域内に存在する子どもの読書活動に関する施設、機関、団体などであり、特に町民図書館は、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。町民図書館を中心に、読書ボランティアなどが従来から行っている読書活動推進のための取組を一層充実させる必要があります。

③保育所・幼稚園

「保育所・幼稚園」は、周りの大人との関わりの中で次第に言葉を獲得するとともに、読み聞かせ等を通じて絵本、物語に興味を持つ場所です。園で本を整備し読書活動の時間を確保すると共に、保護者へ読書活動を啓発することが期待されます。

④学校

学校では、国語をはじめとした全ての教科を通して、多様な読書活動が展開されています。また、資料や情報の利用により授業が豊かになり学校図書館を活用した子どもの読書活動の一層の推進が期待されます。

2 基本方針

発達段階に応じてさまざまな場で子どもの読書活動を推進する気運を高めるため、以下の3つの基本方針のもと読書活動の意義や重要性についての普及・啓発に努めます。

- (1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実
- (2) 子どもの読書活動に関わる機関や団体等との連携
- (3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

子どもが読書に親しむようになるためには、読書に親しむことができる環境が必要になります。安心して活動ができる環境、豊富な読書資料が揃う環境のなかで、子どもは読書に没頭し、読書への意欲を高めていきます。

このような観点から、子どもの自主的な読書活動を推進するため、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設・設備・図書資料の整備・充実に努めます。

(2) 子どもの読書活動に関わる機関や団体等の連携

子どもがより読書活動を充実させるためには、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校がそれぞれの特色を生かして読書活動の推進を図る必要があります。さらに、それぞれの機関や団体等が連携し、それぞれの特色を補填し合うことで読書活動がより充実したものとなります。

このような観点から、子どもの読書活動に関わる機関や団体等が、協働の精神のもと、相互に連携・協力し取組の推進を図ります。

(3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもが主体的に読書に親しむためには、読書活動の意義や重要性について理解と関心を高める必要があります。周りの大人の働きかけや読書の環境によって、読書意欲を高めていきます。

このような観点から、子どもが本を自ら手に取るように、保護者や教職員、保育士をはじめとする全ての大人が、多様な読書活動啓発の取組を工夫していきます。

第4章 久山町子ども読書活動推進のための今後の取組

1 今後の取組一覧

「久山町子ども読書推進計画」の成果と課題をふまえて、家庭、地域、保育所・幼稚園、学校がそれぞれの役割を自覚して、3つの基本方針を意識しながら、読書活動の気運を高めていきます。以下はその方策を表にしたものです。

	子どもが読書に親しむ 機会の提供と環境の整備	子どもが読書に関わる機 関や団体との連携	子どもの読書に関する関 心の普及
家庭	①ブックスタート	①町民図書館との連携で 機会の提供	①うちどく ②新・家庭教育宣言
地域	①町民図書館の施設見学 ②開架の工夫	①ヘルスC&Cセンター との連携で機会の提供 ②読書ボランティアとの 連携で関心の普及	①町民図書館を活用した 読書活動 ②広報誌を活用した 啓発活動
保育所 幼稚園	①絵本コーナーの設置	①町民図書館との連携 関心の普及	①読書活動の充実 ②保護者への啓発 ③読書ボランティアの 活用
学校	①学校図書館の運営 ②日常的な読書時間の 確保 ③図書資料の計画的な 整備促進	①福岡県との連携で 関心の普及 ②図書館ネットワーク システムの活用	①読書指導・読書活動の 充実 ②読書ボランティアの 活用 ③読書関連行事の実施 ④図書便りの発行

2 子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

(1) 家庭

①ブックスタート

町民図書館では、7か月児健診時にヘルスC&Cセンターにおいて絵本の紹介・プレゼントを行うブックスタート事業を行っています。

乳幼児のころから、読み聞かせなどを行い親子のふれあいを行うことで、親子間の愛着形成を促し、情緒が安定して健やかに育つ素地が培われることから継続して行っています。

(2) 地域

①町民図書館の施設見学

久原・山田両小学校低学年児童を対象に「図書館見学会」を実施し、図書館の案内や利用方法、マナーなどについて説明しています。

徐々に主体的に読書を行う習慣を身に付けていくためにも、今後取組を継続・充実させ読書の習慣を定着させていきます。

②開架の工夫

(平成31年3月末) 現在、約67,000冊の蔵書の内、開架には約47,000冊が出ています。

今後は読書への関心につながるような開架の工夫をし、利用者が見やすい書架の整備、レファレンスなどの充実に努めます。

(3) 保育所・幼稚園

①絵本コーナーの設置

子どものころから、多くの本にふれる機会を提供することで、想像力豊かで、思いやりのある子どもに育っていくと考えます。

保育所・幼稚園においては、子どもが集団生活の中で様々な絵本と出会うことができるように、絵本と身近にふれあうことのできるスペース（絵本コーナーなど）を常時設置しています。今後も、絵本コーナーに絵本の数を充実させていきます。

（４）学校

①学校図書館の運営

読書活動の拠点となる学校図書館は、豊かな情操や感性を育む読書センターとしての役割と、課題解決のための学習情報センターとしての役割があります。

学校では、読書活動全体教育計画に基づき組織的、計画的に読書活動が位置づけられています。司書教諭がコーディネーター役となって、読書活動全体計画の遂行に努めるようにします。また、学校司書が中心となって、蔵書の充実や図書館環境の整備を行い、読書指導、利用指導とともに学校図書館の充実を図っていきます。

②日常的な読書時間の確保

子どもたちの自己形成を促していくために、「読書を習慣づける読書指導」と「図書館を適切に利用するための利用指導」の２つの指導内容を盛り込んでいくことが大切です。

現在、小中学校では、始業とともに「朝読書」をして、本にふれる機会を確保しています。朝読の４原則（※11）の徹底や週２～４回実施の朝読書の日常化を図ります。また、図書館の利用の仕方は４月に指導し、年間を通して取り組みを続けています。今後も計画的に子どもの「読書指導」と「利用指導」を行っていきます。

③図書資料と環境の計画的な整備促進

ア 図書資料の計画的な整備促進

子どもたちの豊かな読書経験の機会を充実させ、各教科だけでなく、総合的な学習の時間や新たなニーズに応えられる図書資料を充実させていくことが大切です。

「学校図書館図書整備等５か年計画」に基づき、学習指導要領や子どものニーズに応じた図書資料の整備に努めます。子どもが正しい情報に触れる環境の整備の観点から、古くなった百科事典や図鑑は速やかに廃棄・更新し、子どもたちが学問の進化や世の中の新しい動きとふれ合うことのできる世の中のニーズに応じた図書資料も充実させます。

イ 施設の整備・充実、人的配置

子どもたちにとって、安心した空間、快適な空間で読書をしてほしいものです。

各小学校図書館では、空調設備が整備され、読書や調べ学習の環境が整ってきました。今後は、各学校の実態に応じた読書スペースの整備が進められるよう国庫補助を受けるなど、所用の措置を活用していきます。また、学校司書を継続的に配置し、司書教諭と連携しながら、資料の選択・収集・提供のほか、多様な読書活動を企画・実施していくように努めます。

3 子どもが読書に関わる機関や団体との連携

(1) 家庭

①町民図書館との連携による機会の提供

木子里（※12）と町民図書館が連携し、町民図書館職員が出前おはなし会を実施したり、保護者に向けてオススメ絵本の紹介や本選びのコツを教えたりしています。

(2) 地域

①ヘルスC&Cセンターとの連携による機会の提供

絵本を見ながら一緒に過ごす時間を通じて、親子の心がふれあうひとときを創り出す「きっかけづくり」を行います。

ヘルスC&Cセンターと連携し、7か月健診に併せてブックスタート事業を継続して行っています。

(3) 保育所・幼稚園

①読書ボランティアとの連携による関心の普及

読書活動に関する経験が豊富な方々が、発達段階に応じた選書を行ったうえで、園児に本にふれさせることで、想像力や言葉の理解、表現力がより高まります。また、地域の方が園児と交流することで、地域とのつながりが生まれることも期待できます。

そこで、保育所・幼稚園では、町民図書館を通じて地域の読書ボランティアと年2回連携し、素話や人形劇、絵本の読み聞かせなどの読書活動の推進を行っています。

(4) 学校

①福岡県との連携による関心の普及

現在、福岡教育事務所の社会教育室では、読書活動の啓発を図るために保護者に向けた講師を派遣しています。読書の意義について考えたり、読み聞かせの方法について学び合ったり、よい研修の機会となっています。

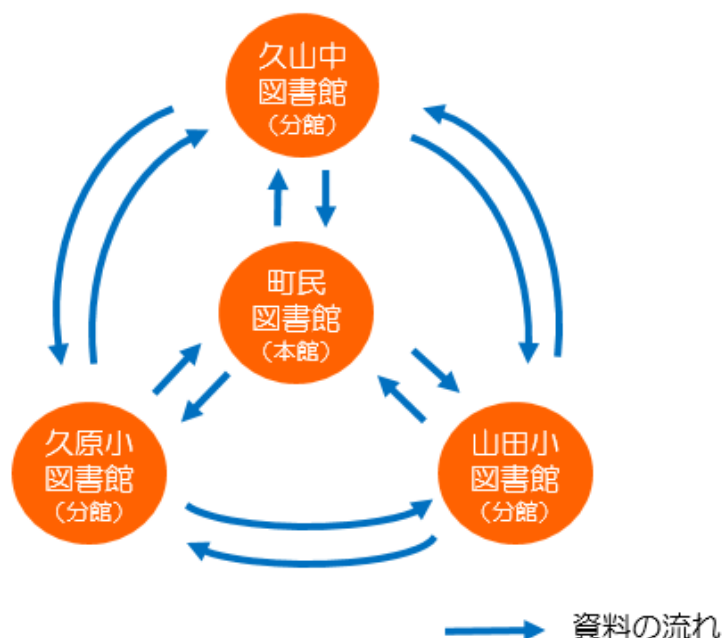
久山町でもこの事業を活用して、積極的に読書活動の啓発を図っていきます。また、読書活動に関する教職員の研修への参加や他図書館との連携など、多くの機関とネットワークを広げながら、読書推進を図っていきます。

②久山町図書館ネットワークシステムの活用

平成 12 年に久山町は、文部科学省「学校図書館活性化推進事業」に伴い、町民図書館・各学校図書館との相互貸借における蔵書貸出依頼、蔵書データ移動がリアルタイムで行えるシステムを導入しましたが、なかなか有効活用できていないのが現状です。

今後は、このシステムの活用を充実させ、町内外での図書資料を循環させて、よりニーズに応じた図書資料の提供を図っていきます。

久山町図書館ネットワークシステムの概念図



4 子どもの読書に関する関心の普及

(1) 家庭

①うちどく

読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりするなど、読書を通じて親子がコミュニケーションをとり、家族の絆づくりをすることを目的としています。

各小学校では、「うちどく（※13）」の啓発を行っており、今後も啓発を行っていきます。

②新・家庭教育宣言

久山町PTA連絡協議会において、新・家庭教育宣言の取組の中で、「親子で守るe-ネット宣言」を推進しており、各家庭の実態に合わせて家族で読書の時間を設定するなどして、読書の習慣を身に付ける取組を推進していきます。

(2) 地域

①町民図書館を活用した読書活動

町民図書館では、「図書館まつり」などのイベントにより、より多くの町民が図書館へ足を運んでもらう取組を行っていきます。また、現在行っている「おやおはなし会」や「おはなし会」などの広報活動や内容を充実に努めます。

②公民館を活用した読書活動

猪野かみじ会館において「ふれあい文庫」を開き、毎月1回本の貸出と読書ボランティアによるおはなし会を実施しています。また、下山田公民館において和^{なごみ}の会と図書館スタッフによるおはなし会が実施されています。

今後も地域の学習拠点としての公民館を活用した取組を図っていきます。

③広報誌を活用した啓発活動

広報ひさやまに新刊の推薦図書の紹介やイベント情報の掲載を行い、啓発活動を行います。

今後は町民全体に向けて読書の意義や重要性を啓発する活動を行っていきます。

（３）保育所・幼稚園

①読書活動の充実

教諭・保育士や友達と、家庭では家族と一緒に絵本を読むことで、絵本の世界の楽しさを共有することができます。この時期に読書を通して十分にふれ合うことで、学びの素地が醸成され、人間の基盤となる豊かな心を育むことにつながります。

そこで、絵本コーナーの場所の提供とともに、絵本にふれる時間をつくります。子どもの発達や保育のねらいに応じて、一日の保育の中に読書活動（読み聞かせ）を積極的に取り入れ、絵本などに親しむ機会をより多く提供しています。

②保護者への啓発

言葉や絵本にふれる機会を増やし本に楽しさを感じ想像力を豊かにすることが、その後の読書活動の基礎となります。その時間を十分に保証できるのが家庭です。

今、園では、初めて絵本を貸し出す日に園独自の読み聞かせに関するリーフレットを配布して、絵本の楽しさや読み聞かせの大切さを伝えています。また、園で読み聞かせた絵本をそのまま貸し出し絵本として準備したり、保護者が子どもに読んであげたい絵本を選ぶ日を設けたりしています。今後もこの取組を継続していきます。

（４）学校

①読書指導・読書活動の充実

ア 年間を通した図書館利用

学校では、読書活動年間計画書をもとに、図書館の利用の仕方やマナー、本の分類のルールなど図書館活用の指導をしています。年間を通して本の貸し出しを行い、学期ごとに「多読者賞」「読書記録賞」「オールビンゴ賞」などで子どもを表彰し、読書活動への意欲付けを行っていきます。

イ 一日図書館員

図書館の本の貸出や返却、本の検索など、日頃の図書館業務を体験することで、本や来館された方々とふれあう多くの機会を通じて、図書館や本をより身近に感じることができます。

現在、町内の小学生を対象にした一日図書館員体験を町民図書館で実施していますが、この活動を今後も継続的に行っていきます。

②お話し会や読み聞かせでのボランティア活用

絵本の読み聞かせは、「子どもたちの読書に親しむ態度を育成して心豊かな時間を過ごす」「人と人とがふれ合い、交流する」2つのよさがあります。

小中学校では、朝読書の時間に定期的に、読書ボランティア「〇の会」「らばーく」の方々に絵本を読んでいただいています、今後も継続を図っていきます。

③読書関連行事の実施

ア 子ども読書の日

子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが読書活動を行う意欲を高めるために定められた「子ども読書の日」では、全国的に読書活動推進の取組が行われています。

久山町でも、図書館に読書啓発に関する資料やポスターの掲示や読み聞かせを行うなど、読書活動の啓発を図っていきます。

イ 読書週間

全国では、「子ども読書の日」や「読書週間」で読書意欲を喚起する取組を行っています。

久山町でも、年に2回（「あじさい週間」「もみじ週間」）「読書週間」を設けており、今後も継続して取り組みます。期間中は、読書集会、特集図書の展示などさまざまな行事の企画を実施しています。さらに図書委員会を読書リーダーとして育て活動を活性化し、児童生徒に読書活動の充実を図るように働きかけていきます。

ウ ビブリオバトル

小学校の各学級では、自分が読んだおすすめの本を5分で友達に紹介し、読みたくなった本（チャンプ本）を投票して決定する「ビブリオバトル」を行っています。おすすめの本を短い時間で説明したり共感してもらうために表現を工夫したりしながら、本を通してコミュニケーションを図る場としていきます。

エ 本のPOPカード作成

中学校では、夏の長期休業中に読んだ本を挿絵と共に紹介するカードを作成しています。長期休み明けに廊下に並べられ生徒同士で閲覧し、文化発表会の場でコンクールを開催することにより読書の啓発へとつなげます。

④図書便りの発行

学校司書が定期的に「図書便り」を発行し、読書活動の意義や読書の効能、新刊紹介、多読者賞の紹介などを子供たちにお知らせしています。今後も図書便りを定期的に発行し、子どもが読書活動をさらに好きになり、充実するよう広報活動を進めていきます。

○資料

子どもを対象とした読書活動団体
(順不同)

令和2年3月現在

	団体名	活動場所	主な活用内容
読書ボランティア団体	まる ○の会	町民図書館、町内保育園、幼稚園、小・中学校、その他町内施設	読み聞かせ、お話会
	もこもこ	町民図書館、町内保育園、幼稚園、その他町内施設	お話会
	ふわふわ	町民図書館	布絵本制作・展示、町民図書館でのお話会
	ら・ばーく	久原小学校	お話会
地域ボランティア団体	サロン元気	かみじ会館	毎月1回本の貸し出しとお話会
	和の会	下山田公民館	おはなし会（年2回）

用語集

P 2 ※ 1 学校図書館図書整備等5か年計画

平成29年度からの国の5か年で、学校図書館の整備、学校図書館への新聞配備、学校司書の配置拡充を図る計画で、この計画に伴う地方財政措置がとられています。

P 2 ※ 2 本のわくわく探検事業

福岡県青少年アンビシャス運動の一環で、子どもの読書活動を活発にし、読書の習慣を付けさせるため、家庭や地域、学校が一体となって読書活動を推進し、県内8地区で読書の普及活動を実施する。内容は、読書研修会、読書ボランティア養成、読書ボランティア派遣、読書まつりの開催などである。

P 3 ※ 3 久山町教育振興基本計画

教育基本法第17条第2項に基づき、久山町で「久山町教育行政の目標と主要政策」を策定して、久山町の教育の基本指針を定めている。この計画をもとにして、さまざまな取組を行う。

P 9 ※ 4 学校司書

学校図書館の仕事に携わり、資料や情報の利用を促すことで児童生徒及び教職員の教育活動を推進・支援していく職務

P 9 ※ 5 司書教諭

学校図書館の専門的業務にあたる職員のこと、学校教育の重要な一部分を担うものであり、教諭であることが前提とされている。

P 10 ※ 6 おはなし会

子どもを集めてお話を聞かせる集まりのこと。おはなし会の内容は、対象となる子どもの年齢に合わせて、わらべ歌や読み聞かせなど、工夫して行われる

P 10 ※ 7 福岡県図書館情報ネットワーク

福岡県立図書館が中心となる。福岡県立図書館及び県内の各公共図書館同士の資料・情報ネットワーク。これにより、他の公共図書館の資料を久山町民図書館で取り寄せや貸し出しを行うことができる。

P 10 ※ 8 素話

道具も何もいらない素朴なお話。語り手は本を読むのではなく、お話をいったん自分の

ものにして、その人の声と言葉で語ること

P10 ※9 久山町図書館ネットワークシステム

町民図書館と各小学校との相互貸借における蔵書貸出し依頼、蔵書データ移動がリアルタイムで行えるシステム。

P11 ※10 子ども読書の日

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められた日。「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、4月23日が「子ども読書の日」と定められている。

P17 ※11 朝読の4原則

「みんなでやる」「毎日やる」「好きな本でよい」「ただ読むだけ」を合言葉に、朝読書の啓発を図る

P18 ※12 木子里

就学前のお子さんをもつ久山町在住の子育て家族が、保護者同伴によって利用できる子育て支援のための施設

P20 ※13 うちどく

「家庭読書」の略で「家族ふれあい読書」を意味します。家族で本を読んでコミュニケーションを豊かにし、家族の絆をつくることを目的としています。

第2次久山町子ども読書活動推進計画策定委員会名簿

☆策定委員

委員名	所 属		名 前
委員長	久山町民図書館	館長	太田 隆晴
副委員長	久原小学校	校長	重松 宏明
委員	久山中学校	学校司書	東 豊
委員	〇の会	代表	矢山 康子
委員	もこもこ	代表	西 晃子
委員	福祉課	課長	稲永 みき
委員	教育課	課長	森 裕子

久山町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱（抄）

（設置）

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、子どもの読書活動の推進、充実を図ることを目的に、久山町子ども読書活動推進計画（以下「計画」という）を策定するため、久山町子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育長に報告するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 読書活動の推進、充実のための施策に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

（策定委員会の組織）

第3条 策定委員会は、学識経験者、読書活動等を実践するボランティアグループ参加者、学校教育等関係者及び行政関係者で構成し、教育長が委嘱し、または命ずる。

- 2 策定委員会は、委員8名以内で構成する。
- 3 策定委員会には、委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長及び副委員長は、委員の互選によるものとする。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 委員の任期は、委嘱または命ぜられた日から計画策定の日までの間とする。